

第15回 大分市自治基本条例検討委員会 議事録

日 時 平成22年9月27日(月) 17:00～18:30

場 所 大分市役所本庁舎 8階 大会議室

出席者

【委員】

宇野 稔、島岡 成治、高瀬 圭子、秦 政博、松尾 直美、園田 敦子、川辺 正行、
中村 喜枝子、長野 幸子、竹内 小代美、葛西 満里子、永岡 昭代、古岡 孝信、
竹本 和彦、近藤 忠志、廣次 忠彦、宮邊 和弘、日小田 良二、野尻 哲雄、
永松 弘基、井手口 良一、徳丸 修、泥谷 郁、神矢 壽久、小出 祐二、足立 稔、
村田 英明

の各委員(計27名)

【事務局】

企画部次長 右田 芳明、企画課課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、
同主幹 姫野 正浩、同主査 甲斐 章弘、同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、
同主査 阿部 美剛 (計8名)

【プロジェクトチーム】

(企画課課長玉衛隆見)、(同主幹渡邊信司)、総務課法制室主任 河越 隆、
人事課主査 伊地知 央、市民協働推進課主幹 安東 孝浩、
選挙管理委員会事務局主査 下村 光典、
議会事務局議事課政策調査室次長 藤野 宏輔、
(統括者・副統括者除く 計5名)

【オブザーバー】

総務課法制室室長 伊藤 英樹、同主任 佐藤 明、同主任 牧 俊孝、
同主任 島谷 幸恵、同主任 大城 存(計5名)

【傍聴者】

1名

次 第

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 議 事

(1)調整案2の検討について

(2)その他(今後の日程等)

< 第15回 大分市自治基本条例検討委員会 >

事務局

定刻になりましたので、ただ今から、第15回大分市自治基本条例検討委員会を開会いたします。

前回の全体会議で出されましたご意見等につきまして、各部会でご審議をいただき、その結果を事務局の方で取りまとめさせていただいております。

本日は、その内容等を含め、改めて調整案についてご検討をいただく運びとなっております。

それでは、委員長さんにご挨拶をいただき、引き続き議事の進行をお願い申し上げます。

委員長

皆様方こんばんは。大変お忙しい中、特に議員の先生方におかれましては議会中にもかかわりませず、万障繰り合わせていただきまして、本日の全体会の日程が組まれたことに感謝を申し上げます。

更に、いろいろなお仕事をお持ちの皆様方も、この時間帯はご家庭や職場で、いろいろとお仕事があるかと思うところでございますが、万障繰り合わせていただきまして誠にありがとうございます。

大変貴重な時間を今日いただきましたので、会議をして良かったという全体会になることを願っております。よろしくようお願い申し上げます。

それでは、早速内容に入らせていただきたいと思います。

本日は、たくさんの資料が配られております。前回使用しました資料の調整案2をもとに検討してまいりたいと思うわけでございますが、はじめに、前回会議のおさらいと、更にこの間に、理念部会、執行機関・議会部会、市民参加・まちづくり部会という3つの部会が開催されておるわけでございます。その部会での検討概要もお知らせいただきたいと思います。

資料が既にお手元に配られておりますけれども、膨大な資料でございますので、事務局におかれましては、どういう資料だというご確認を十分取っていただきながら、ご説明をいただければと思います。

早速ですがよろしくお願いいいたします。

事務局

それでは、事務局の方から、資料に沿ってご説明をさせていただきます。最初に、報告1という資料をご覧ください。

この資料は、前回「第14回全体会での検討課題」ということで、7項目ほどまとめておりますが、この資料に沿って、順に他の資料を使いながらご説明させていただきます。

まず、1の条例の名称についてですが、そろそろ条例の名称についても検討する時期であろうという流れの中で、前回の会議では「自治基本条例」という名前で良いのではないかというご意見が多くあったと思います。その中で自治の前後どちらかに「市民」をつけたら分かりやすくなるのではないかというご意見や、一方で「まちづくり」にポイントを置くべきだというご意見もあり「市民協働によるまちづくり基本条例」が良いのではないかというご意見がありました。

また、大分市の自治基本条例とするのか、大分市民の自治基本条例とするのか、今後議論をする価値があるとのご意見もございました。

このことを受けまして、事務局では参考1として、全国の条例名称一覧を作成しました。

大きくジャンルとして、「自治」としているもの、「まちづくり自治」としているもの、「まちづくり」としているもの、「その他」と分けましたが、見ていただければ分かりますように、122自治体を調査しまして「自治基本条例」としているのが77自治体で全体の63%となっております。対しまして「まちづくり基本条例」としているのは28自治体で23%となっております。参考にさせていただければと思います。

次に報告1に戻りまして2番目の「自治」と「まちづくり」の相互関連性についてですが、「自治」ということと「まちづくり」ということでは、市民の定義が違ってくる。「自治」であれば市民は住所を有する人に限られるのではないかと、「まちづくり」と捉えていたからこそ広く通勤する人通学する人まで市民としたというご意見により、再度詰める必要があるのではないかとということであったと思います。

このことを受けまして、まず、再確認しておきたいのは、今回、参考2として資料を配布しておりますが、第13回全体会において配布した資料でございます。

前々回第13回の全体会におきまして、「自治」と「まちづくり」についてその考え方をこの資料にて整理させていただきました。

「自治」と「まちづくり」につきましては、この条例の根幹をなす部分でありますことから、この条例を「自治」に視点を置いた条文にするのか「まちづくり」に視点を置いた条文にするのか、各部会ごとにご検討をいただき、第13回の全体会でその考え方は「自治」に視点を置いた条文作りで行きましょうということ、意思統一が図られたものと事務局では思っております。

この結果を受けまして、前回提示いたしました事務局調整案2を作成したところでございます。

また、「自治基本条例」、「まちづくり基本条例」というタイトルに対しての「市民の定義」がどう違うものなのか、他都市の状況を可能な範囲で調べました。

資料というA3横の9ページにわたる資料をご覧ください。

この資料は、実は昨年9月3日、第8回全体会において提出させていただいた資料を時が経過しておりますので、再度調査しなおしてバージョンアップしたものでございます。ということで、改訂版とさせていただきます。

「自治基本条例」と「まちづくり基本条例」と名称付けられた、全国の条例を都道府県、政令指定都市、中核市など各段階に応じて作成しております。

一つひとつのご説明は時間の都合により控えさせていただきますが、最後の9ページ下段に若干の説明とまとめをしておりますのでご覧ください。

まず左側の四角には、表の見方として、黄色に色付けたのは名称が「まちづくり基本条例」となっているものです。従いまして色なしのものは「自治基本条例」ということになります。

ブルーは「市民の定義」規定がないもの。紫色は「市民」の定義の他に「市民等」という定義があるものとしております。

右側の四角に移りまして、市民の定義については、「住所を有する」「働く」「学ぶ」者と市内において「事業活動を行う」法人を謳っているケースがほとんどであります。これは、表の「市民の定義」欄の色がついていないところが全てそうであると言えます。

このことは、条例のタイトルが「自治基本条例」であっても「まちづくり基本条例」であってもその内容に変わりはないことも伺えると思えます。

また、紫色の部分ですが、「市民」イコール「住民」と位置付ける中で、その他の「働く人・学ぶ人」を別に「市民等」と定義する自治体もありました。

いずれにしましても、「自治基本条例」、「まちづくり基本条例」と名称は変わっても「市民の定義」は同じであるということが、伺えるのではないかなと思われまます。

自治基本条例であっても市民を広く捉えている理由としまして、他都市の逐条解説の言葉を借りますと、1ページの川崎市や静岡市、熊本市など大体の都市で同じようなことが謳われていますが、これからの地域社会が抱える課題の解決やまちづくりを進めていくためには、いわゆる「住民」だけではなく、当該市の地域社会に関係するあらゆる人々が力を合わせていくことが必要であるという認識から「市民」を広く捉えているとしております。

この考えは、本市検討委員会におきまして、今まで議論されてきた内容とまさに合致するものと考えております。

詳細につきましては、ご一読いただければと思います。

次に、報告1にお戻りいただきまして、3番目の第3条「基本理念」、第4条「基本原則」についてですが、前回の意見として第2章として別章立てにすることで分かりやすくなったとする一方で、第3条の1号、2号、3号は「まちづくり」の視点で言えばそう思えるが、「自治の基本理念とする」という場合に、1号の「幸せな暮らしの実現を目指すまちづくり」は、本当にこれで良いのかと思うという意見と、第4条の基本原則のところの1号「市民総参加の原則」と3号「平等と機会均等の原則」の関係がはっきりしないという意見をいただきました。

このことを受けまして、理念部会におきまして、基本理念と基本原則を再度検討いたしました。

報告2をご覧ください。

まず、基本理念につきましては、1号の「幸せな暮らしの実現を目指すまちづくり」と2号の「市民主権のまちづくり」、3号の「協働のまちづくり」が性質的に違うのではないかという意見と、基本原則では、1号の「市民総参加の原則」と3号の「平等と機会均等の原則」が類似している

のではないかという意見をいただいたことから、部会において修正案を作成したところです。

結果としては、赤い枠で囲んだところですが、基本理念は「本市は、市民の幸せな暮らしの実現を目指すために市民主権によるまちづくりを行うことを自治の基本理念とする。」と1文にまとめることで、今までの1号と2号を言い表すこととしました。

3号の協働によるまちづくりについては、手段的な要素があるので基本原則で謳うこととしました。

それで、右側の基本原則ですが、結論としまして、第1号の市民総参加の原則に、現行案の第3号平等と機会均等の原則をあわせることで、重複感を解消し、新たに第3号として、協働の原則を入れ込みました。

このように修正することで、基本理念と基本原則の関係性と、それぞれの項目における内容のバランスが図られたのではないかと考えています。

議論の内容につきましては、資料の中に記載しておりますので、ご一読いただきたいと思えます。

報告1にお戻りいただきまして、4番目の「議会」についてですが、これは第7条の「議会の基本的役割等」の項目中、第4項にある「市民及び市長との関係等」とある「市長」は、執行機関という意味で使用する「市長等」でなくても良いかとのご質問に対しまして、前回の全体会では副委員長より議会で検討する旨のご回答でしたので、本日何らかのご回答がいただけるのではないかと考えております。

次に、5番目の「地域コミュニティ」についてですが、一般市民には分かりにくいのではないかというご意見がありましたが、本市において地域コミュニティの再生事業として既に取組が進んでいる内容であるとのご発言もある中、どうしても言葉が分かりにくいということであれば、分かりやすい言葉に置き換えるかどうかの検討も必要であるとのことでした。

このことを受けまして、市民参加・まちづくり部会におきまして、検討を行っております。

報告3をご覧ください。はじめの地域コミュニティについて部会のまとめとして、自治基本条例としては「地域コミュニティ」という言葉を使用し、逐条解説において、議論の経過や想い等を踏まえながら、この言葉の解釈をきちんと規定することで良いのではないかということでした。

地域コミュニティということをお大分市ではある程度使ってきているので、このまま使って行きましょう、逐条解説などで解説しましょうということでした。

ついでに、この部会で「自治」と「まちづくり」について他、検討を行いました。が、「自治」と「まちづくり」については、「住民自治」を目指す、そういった市民が主体という捉え方が良いと思うので自治をベースに考えるという意味でも「自治基本条例」という名称が良いのではないかという意見であったと思えます。

その他の意見としまして、市民意見交換会にこれから出かけていく予定ですが、市民からの意見をどのように条例に反映させていくのか、また、市民意見交換会での質問を想定した、例えば「なぜ作るのか」や、「作っ

たことでどのように変わるのか」というようなことを押さえておく必要があること。また、全体会での決定事項の押さえ方や前文についての押さえ方や詰め方についてもう一度確認をしておきたいなどのご意見が出されたところ です。

報告 1 にお戻りいただいて、6 番目の「多文化共生」についてですが、第 6 章「まちづくりの推進」という章を新設したことで、その章の一つの条項として復活させて良いのではないかとのご意見がございました。

この件につきましては、前回の全体会で法制室の方からも発言いたしましたが、皆様の議論により、第 6 章に復活させることも可能でありますし、理念などにその趣旨を活かすことも可能であろうということでした。

復活させる際には、「多文化共生」というタイトルの良し悪しも含め、検討委員の皆様により方向性を決めていただきたいと思います。

最後に、7 番目の「なぜ、自治基本条例を作るのか」についてですが、市民意見交換会に向けて整理をする必要があるということで、これにつきましては、過去にも幾度か議論がなされておりますので、それらを参考に市民意見交換会用の質疑応答集や逐条解説の中で整理をしていく必要があると考えております。

この他に、報告 4 をご覧ください。

こちらは、執行機関・議会部会を先日行いましたので、主な論点をまとめております。

一部委員さんからは、「自治基本条例」とするのであれば実際に住む人のみを「市民」とすべきではないだろうか、条例のタイトルと併せて検討が必要であるという一方で、通勤・通学する人にも大分市のことをしっかりと考えて責任を持って参加してもらうべきであるという意見も出ました。

また、先ほど市民参加・まちづくり部会でも出ましたが、「この条例をなぜ作るのか」、「作ったら何が変わるのか」という根本的な質問に対する答えを含めて、個別の条文についての論点整理をしておく必要があるという意見がございました。

早口になりましたが、前回の全体会の意見の押さえと、意見に対応した考え方、また、部会のご報告を併せてさせていただきました。

以上でございます。

委員長

どうもありがとうございました。それでは事務局から説明がありました報告 1 の「4 . 議会について」副委員長から話をいただけますか。

副委員長

議会の件につきまして、議会出身の 9 人の委員で議論をさせていただきました。

「市民及び市長との関係等」とあるところを、条文全体を見ると「市長等」となっているので、議会のところについても「市長等」とした方が良いのではないかとこの提案がなされました。

第 7 条ですが、議会の中で検討した結果、議会基本条例を作るときに「市民及び市長等との関係等の基本的事項について」ということで、「等」を

入れるかどうかの検討をしたそうですが、その時に「関係等」の「等」で括られるということで、「市長等」の「等」を省いたという経緯がありますので、それで、自治基本条例についても、今までどおり「市民及び市長との関係等の基本的事項」という形で行かせていただくということで報告をさせていただきます。

それと7条の条文につきまして、最終的には、「地方公共団体」という文言は、この条文において謳うことがおかしいので、「本市」という形で読み替えて訂正させていただきたい。

それから、2項の「議会は、市民福祉の向上を図ることを基本として、市政の運営に関し二元代表制の一翼を担う重大な責務を有する。」ということで、事務局から指摘のあった文章を採用させていただきます。

それと第4項の「議会における活動原則、市民及び市長との関係等の基本的事項については、議会基本条例に定めるところによる。」ということではなくて、「基本的事項については、別に条例で定めるところによる。」という、事務局提案の文章で行かせていただくということで報告をさせていただきます。以上です。

委員長

はい、どうもありがとうございました。それでは、ただ今から、今日の論点整理を一つひとつ行ってまいりたいと思います。

最初に、市民の定義ですが、これは事務局から可能な限りの先行例を調査していただきまして、9ページにわたる資料のご紹介をいただいたところでございます。

良いか悪いかは別にして、条例の名称が「自治基本条例」若しくは「まちづくり基本条例」と違いはあるのですが、その違いがあるにもかかわらず、市民の定義は「住民」ということに限定している条例はほとんどないということをごさしまして、素案に書かれているような市民の定義が全国の事例でも展開されているということでございます。

そこで、議論を全て一括して議論するというのもあります。例えば、市民の定義と今私たちが検討している条例の名前をワンセットにして考えていくという考え方もあるのですが、名称は一応置いておいて、まず市民の定義というものを確認して、その次に名称を考えたらどうだろうかという考え方もあるかと思えます。

議論の展開として、一つの提案ですけど、市民の定義に関して議論した後、名称について議論をしてみてもどうかと思うのですが、これをワンセットにして議論をしなければいけないという委員さんがおられたらご発言いただきたいのですが。

副委員長

自治基本条例は、「自治」と使うか「まちづくり」と使うか私が一番こだわっているのですが、「自治」という名前で使うときには、やはり大分市の住民という形で定義付けしていかないことには、他の条例がこの基本条例に整合性を持たせていくということになると、今から作る条例は全てこの自治基本条例という名称での市民の定義に全部関わってきますので、非常に難しいという感じがしております。

「まちづくり」ということであれば、大分市のまちづくりのためには、いろんな方に関与していただきたい。そして、協力して支え合って通学してくる人や通勤してくる人、それからNPOや企業、団体等も含めて、地域コミュニティを醸成してまちづくりを作っていただくという願いの部分として、市民の定義というのは今のままでいけるのではないかと思います。

だから、「自治」と「まちづくり」における市民の定義というのは、クロスしてくるようになるので、「まちづくり」を重点に考えたら、市民の定義は今のままで、「自治」を主にしたときには、「市民」、「市民等」という形で、いわゆる区別しなければならないのではないかと思います。他の条例の市民の定義を見たときに、「市民」、「市民等」という形で、市民を定義しているところがありますが、そういうふうに市民の定義をきちんと区別をすると、私は名称はどちらでも良いということになってくるのではないかと考えます。

委員長

はい、副委員長がおっしゃることは、市民の定義と条例の名称はワンセットにして議論すべきだというご主張でございます。

そして、自治基本条例とネーミングする限りは、市民の定義は非常に狭くなる。イコール住民ということになると言うようなご主張でございます。

このところが、今後の作業に大きく係ってまいりますので、できたら今日徹底的に議論して、方向性を出したいと思えます。

実はですね、全体会議の中で「その結論は出ているのではないか」というご発言も前回ございました。「第13回の全体会議で『自治』をベースにしていくというふうになっていたと思うが。」というご発言がございました。そのご発言は議事録からするとそのとおりでございますが、しかし、一度決を採ったり、全体の委員さんの意思確認を十分しながら、その結論に至ったということであるのかと、司会者の私に問われると私も自信がございませんので、大変申し訳ないのですが、二度と後戻りしなくて良いように議論していただければというところでございます。

市民という定義とネーミングはクロスしないといけないという副委員長のお言葉です。そここのところの物の考え方、「いやそうでなくても良い」とかですね、「全くそのとおりだ」とかいろいろあるかと思いますので、いろんな角度からご意見を頂戴いたしたいと思えます。

今日は、最大のテーマではないかと思っております。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

部会長

この条例の最初の議論から、誰を対象としてこの条例を訴えかけていくのかということで、「市民」というふうに捉えてきたわけですけど、厳密にいうと、法的に定義というのがどういうふうにされているのかということと、それから訴えかける力とか、運動を起こす力とかいうところで、どちらの方が効果的だろうかという見方とか、いろんな切り口があるかと思うので、その辺が見ただけでうまく理解できるような「市民」という方

	<p>が、受け入れられやすいような感じ、そして広くしても良いような感じがしますので、出来ればそういうことが良いと私個人としては思っているのですが。</p>
<p>委員長</p>	<p>従来どおりの定義でよろしいということですね。他にご意見をいただけないでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>私は、先ほどの副委員長さんが言われたことに全面的に賛成でございます。</p> <p>あくまでも本市の在り方を定める最高規範ということであるならば、大分市に住んでいる人だけでなく、広く皆さんと一緒により良い大分市を作っていこうということであるなら、「自治」ということではなくて「まちづくり」ということが基本になるだろうというふうに思いますので、市民の定義を拡げるのであれば、「自治基本条例」ではなくて「まちづくり基本条例」という形にしていくべきであろうと、私はそういうふうに思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。今までいただいた意見を整理しますと、市民の定義については、広くても狭くても良いが、広く定義をすると「自治基本条例」ではなくて「まちづくり基本条例」にするべきだということでございますね。</p> <p>今日のところは、市民の定義を従来どおりとしますと、名称は別にして、そのことについてはいかがでしょうか。市民の定義は従来どおりということには異論がないというふうに私は認識するのですが、いかがでしょうか。市民の定義については従来どおりが良いと。</p> <p>そうなったときに、そのような定義に基づいて、条例の名称を考えていったときに、「『自治基本条例』でも良いではないか」という考え方も一方にありながら、「いやそこは『まちづくり基本条例』でなければいけませんよ」と、「それはこだわりますよ」という議論になってくるかなと思います。</p> <p>そのこのところのネーミングの決定というのは、まず置いておきまして、市民の定義につきましてはいかがでしょうか、全国の事例を見ましても、住民に限るという条例は皆無に等しいというデータがあります。住民票を置いている住民に市民は限るんですよというのではないかと思うんですよ。ですから、市民の定義につきましては、今日の段階で変更する余地はないと、従来どおりが良いと、後は、名称をどうするかという問題は残るというまとめ方でよろしいですか。</p>
<p>副委員長</p>	<p>あまり言うとは良くないかと思うのですが、市民の定義をこういう形でしてきた市民部会としての責任もあるのですが、「まちづくり」という観点の中から、市民に幅広くいろんな方の協力を持ってまちづくりをして行こうという形で、市民の定義はここまで拡げた形で受け入れられるという想いで、皆さんに同意してもらってこういう形でまとまってきた経緯はあり</p>

ます。

だけど、「自治」ということになると、いろんな名称が、「まちづくり」でも「自治」でもこだわらないということであるならば、「市民及び市民等」という規定を引用する中で「市民は市内に住所を有する者をいう。」「市民等は市民並びに市内の事務所又は事業所に勤務する者及び市内の学校に在学するものをいう。」という（資料）の紫色で指定したところの市民の定義という部分で行くならば、これはもう名称に何らこだわるところはない。「自治」であろうと「まちづくり」であろうと、これは何らこだわらないという意見は、私は非常に理解ができるのですが、今大分市が決めている市民の定義をここで、皆さんの合意を取ったときに、条例の名称は後でということになると、今度は、いわゆるクロスした部分がクロスしなくて、名称がどう決まるかは分かりませんがその定義の部分がコンクリートされたままいくということに対して、どうかなという想いがあります。

委員長

ありがとうございます。少し、私は本来まとめる役なのですが、意見を言わせていただいでよろしいでしょうか。

一つは、自治基本条例の市民の定義をですね、広くした場合に最高法規としての条例として、その傘下に位置する条例上の市民というものの定義をするとき、その拘束を受けるのではないかと、基本条例の市民というのが一人歩きして行って、市民というのはそういう定義ですよということになるのではないかとのご指摘なんですけど、私の考えでは、最高法規としての条例の市民というのは出来るだけ広い幅の市民を定義し、具体的な条例になったときの市民の定義は各々違ってきて当然ではないかと、例えば、住民投票をするということになったときの市民というのは、これは市内に定住して選挙権を有する者というのは当然だろうと思いついて、大分市に職場があるからといっても住民投票はできませんよというような線引きはできるのではないかなと思うんですね。

以前に、情報公開条例を制定するとき、やはり市民の定義というのは、どこでも論争になったんですね。隣の町の人はどうしてうちの情報公開をする必要があるんだと、関係ないじゃないかと、だから、当該市町村に住んでいる者に限るといった条例もございました。

ところが、だんだんとそれが、自分のところに定住していないけれども、仕事で通勤してきているんだと、そうするとやはりいろんな形で市政と関わりがあるので、情報公開してもらいたいとか、全然関係ない人が、例えば情報公開してくるといいうこともあり得る。どういふことかといふと、自分のまちの情報公開はもちろんできるが、それが他の市町村との関係でどうなっているかといふことを比較したいときに、比較する材料が欲しいといふことで情報公開を求めていると。直接当該情報公開を求めている市長と利害関係はありません。ありませんけどやはり情報公開はできないでしょうかといふことで、現在は「何人も」といふ流れになっているといふことがございますので、各々の条例の中で市民といふのは具体的に定義されてよろしいのではないかと。この基本条例に市民の定義をしたために、他の

条例ががちがちになって身動きが取れなくなってしまうということはないのではないかなと、逆に基本条例の市民の定義は大きくしておいた方が、狭くすることは簡単にできるのではないかなというふうに思うのですが。

一番心配されているご意見として、身動きが取れなくなったらどうするんだというご心配がですね、もっともなことだと思うのですが、それは各条例は条例で、一つひとつ市民の定義をしていけばよろしいのではないかなと、それで可能ではないかという解釈を私は持っていますので、広くした方がよいのではないかなというところでございます。

私の意見はそういうところでございますが、副委員長さんが一番心配されているのは身動きが取れなくなることを心配されているのではないかなと思うんですね。

副委員長

そういうところは、今、委員長さんが言ったとおりで、それぞれの条例で規定していれば良いことで、それは私もそう思っているところでございます。

委員長の今の発言は、私は何も反対するところはなく、市民の定義というのは今決まっているところでいって、基本条例ということについてはそれで良いと私は思っている。けれど、名称というところで「自治」という言葉を使ってくるとそこが引っ掛かるので、ただ、「まちづくり」という名前で皆の力を結集してということで行ければ、今の問題点は何も問題がなくなるので、その名称ということにこだわりを持っているという部分があってですね、だから、市民の定義を狭める必要は私もないと思っております。基本条例ですから委員長が言うとおり、その方向で良いと思うんです。名称ということでこだわっている、そのところをご了解いただければと思います。

委員長

ありがとうございます。名称につきましては、皆様方既に予定をされていると思いますけど、素案が固まりました段階で、一般市民の方にパブリックコメントをいただくことになっているんですね。その時には、実は名称も含めてご意見をいただくということになるんですね。となりますと、あくまでも素案の段階では仮称ですから、名前そのものにつきましても、市民の皆さん方からご意見をいただけるということがございまして、どんなご意見をいただけるかは全く予想がつかないんですけど、それを踏まえて又我々は審議をしていくということになりますので、今、名称をどうしても決めないといけないということではなくて、名称はひとまずペンディングで置いておいて、「自治基本条例」という名称についてはそれでよろしいという委員さんもたくさんおられるのですが、一方におかれまして「まちづくり条例」でなくてはいけないと、かなりこだわりの意見もございましたと、素直なところで、それをもってどういうふうに対応していくかということ、素案の確定の段階でもう少し議論をしていったらどうでしょうか。

名称につきましては、我々がいくらここで決めてもそのとおり行くとは限

<p>委員</p>	<p>らないんですね。名称も含めて再度議論できるところがございますので、後の詰めは、素案を市民の皆様方にお示しするときに、どういう名前を使って素案をお示しするか、「(仮称)自治基本条例又はまちづくり基本条例」というようなことで良いかとも思いますけど、ですから、最大のポイントは、市民の定義をどうするかということではないかと思うので、今日のところは、名前を置いておきまして、市民の定義は特に従来の議論をひっくり返すようなご意見はないというふうに判断させていただきたいのですがよろしいでしょうか。</p> <p>市民の定義に関係する部分として、市民の権利というのが第5条にあるのですが、第2項で「市民は、行政サービスを受ける権利を有する。」となっております。</p> <p>こういう謳い方を、市民の定義を上げたどこの自治体でも条文があるのかどうか確認はしておりませんが、一つ心配されるのは、現行で大分市民に限って行政サービスを提供している制度がたくさんあると思います。そうしたときに、最高規範である自治基本条例で、行政サービスを受ける権利を保障すると謳ってしまうと、個別条例で住民に限定したサービスができるのかどうか心配になります。</p> <p>あえて、5条の2項が必要かどうかという議論も含めて、若干市民の定義と市民の権利を調整する必要があるのかなと感じております。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございました。今、委員さんがおっしゃったことですが、この基本条例で市民と謳ってしまって、第5条の市民というのは最初の定義で出てきた市民ですね。「大分市民ではないですからこのサービスは受けられません」というようなことになったときに、「なぜですか」ということになると思うんですね。「あなたは由布市の市民ですからこういう施設は利用できません」とか、「お宅は有料です」とか言ったときに、恐らくいろんなトラブルが出てくる可能性があると思うんですね。</p> <p>現実に、具体的な市民の対応でも、そういう問題が想定される部分が、この間の私どもの部会でもご紹介されましたので、ここのところは、市民の定義を先ほどのような確認で全て終わるのではなくて、後の条文に市民という言葉が出てきたときに、従来の市民の定義そのままですべて支障はないかという検証をすべきではないかと思います。連動していますので。</p> <p>他の条例については、「それはこういう根拠があるからだめなんですよ」というわけですけど、第5条において2項で「行政サービスを受ける権利を有する。」と書いてしまっていると、「行政サービスをなぜ受けられないのか」というトラブルが出てくる可能性があると思うんですね。</p> <p>基本条例でいうと市民ですよ。市の住民ですけどねというような問題が出てくると思うんですね。作ってしまったら訂正できませんから。一応見直しということがありますけど、出発点からそういう問題点を残してはいけませんから。ご意見をいただければと思いますが。</p>
<p>委員</p>	<p>基本条例が大分市内での最高規範性を持ったとしても、上位に法律とい</p>

	<p>うものがあります。従って、法律で規定されているもの以外、いわゆる大分市で作った条例のみで規定して、大分市民のみに限って提供されている行政サービスがどのようなものがあるかというのを事例として全部挙げていただきたいんです。</p> <p>それを挙げておかないと、例えば大分市立の小中学校に通えないというのは、上位に法律があります。そういったものに我々の基本条例が左右されることはないわけですから、どちらかという基本条例は先ほど副委員長がおっしゃったように、基本条例はあくまでも必要条件のみを規定して、個々の条例で十分条件を明記していくという形をとるべきだと思うのですが、そういう視点に立てば、この行政サービスのことも全然問題がないんです。ただ、全部そうなのかという点、私も実際の事例を見ないと分かりませんので、是非事例を挙げていただきたいと思います。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。今、委員さんからおっしゃったことに、事務局が即答するということが厳しいかと思うのですが、何か即答できるものがございましたら…かなり厳しい質問ですけど。</p>
事務局	<p>市民の定義と行政サービスの関係も含めまして、こういう形で規定しております「自治基本条例」なり「まちづくり基本条例」があるのかどうかと併せてですね、大分市における行政サービスを全て網羅するというのは困難であると思いますが、現時点におきまして代表的なものを抽出いたしまして、それに対する考え方、上位法の考え方等をですね整理をして、ある程度お分かりになるような形でお示しをさせていただきたいなと思います。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。委員さんをはじめ皆様方よろしいでしょうか。そういうことで、事務局に作業をお願いしたいと思います。</p>
法制室	<p>法制室の方から補足をさせていただきます。</p> <p>幾つか行政サービスの中で、当然に大分市民のみを対象にしたもの、それと、市外の方も分け隔てなく対象とするもの、様々ございます。</p> <p>それぞれについて検証が必要かと思いますが、先ほど委員さんからご発言がございましたとおり、上位の法律によって、対象が予め定められているものがほとんどでございます。それぞれの市民が自分の立場で受けられる行政サービスを要求できるというふうに解釈すれば、この条文そのものについては説明ができるのかなと思います。</p> <p>ただ、委員さんや委員長からご指摘がございましたとおり、この条文があることで余計なトラブルということも想定ができようかと思いますので、条文があること自体が妥当なのかどうか、こういうふうな書きぶりをするのが妥当なのかどうかという点で、皆様のご意見をいただければと思っております。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。それでは、一応の調査をしていただきまして、</p>

それを踏まえて更にこの点の詰めをしていった方が効率的かと思しますので、今日のところはそういう問題提起があったということで、事務局の方でその調べをしていただければと思うところでございます。よろしくお願い致します。

それでは、次のところに入っていきたいと思います。

議会につきまして、先ほど副委員長からご紹介があったのですが、副委員長のお話をお聞きしましてご意見があればということでございますが、文言化されておりませんので精査することは厳しいかと思っておりますが、ご発言をお聞きした中で疑問がありましたらどうぞ。

特になければ、事務局の方で先ほどの副委員長のお話を文言化しまして、お示しいただければと思いますが。

それから、地域コミュニティの話でございます。

この言葉自体が理解しにくいのではないかというようなご発言がありまして、当該部会でご審議をなさったわけでございますが、手引き等においてその言葉の定義をきちんとすればよろしいのではないかと、できたらこのまま使っていきたいというご発言の趣旨であったかと思っております。

これはいかがでございましょうか。

特にご異論がなければ部会の結論を尊重申し上げるということでよろしいでしょうか。(「はい。」の声あり)

ではそういうことにさせていただきたいと思っております。

それから、多文化共生につきまして、第6章の「まちづくりの推進」の一条に復活させても良いのではないかとのご意見が前回の全体会議でございました。この点につきましても、素案の中に入れていただいて全体とのバランスでもう一度見直してみようということではいかがでしょうか。

部会からのご発言でございますので、一応入れてみて、全体の中でバランスを考えてみると、ここに入れるのが良いのか、もっと別のところに入れるのが良いのかというような議論は、具体的な条文を見て検討ができるのではないかと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

委員

多文化共生というのは、どういう意味のことをおっしゃるのですか。

委員長

これは、部会のどなたかお答えいただけますか。

部会長

多文化共生という言葉が良いかどうかは分かりませんが、これは、他都市の基本条例の中にあるものを事務局の方で集めていただいて、その中で市政運営部会に必要なもの、あるいは市政運営部会ではないけれどもこれはやはり入っておいた方が良いのではないかとこのものを幾つかピックアップしながら、私たちの部会の条文を検討したという経緯があります。

多文化共生というのはどういうことかと言いますと、様々な文化があるわけですね。この大分市の中に一つの文化だけではないわけですね。いろんな考え方の人がいる。私はこれはとても大事なことだと思うのですが、こういう市民主体の自治によるまちづくりという活動を行うときに、様々なまちづくり活動が出てくるわけですね。様々なまちづくり活動というの

	<p>は必ずしも一本でつながるようなものではないと思います。</p> <p>あるAというまちづくりとBというまちづくりが価値観が対立するということもあるでしょうし、そういう様々な価値観を持っている人々とともに生きていくという視点は、現在の社会の中では必ず必要だと思っています。そういうことを一つ謳っておくことが私は大事なことかなと考えています。</p> <p>多分今回の基本条例の中ではそこまで踏み込んでないと思うのですが、例えばトラブルがあったときにどうするのかということは、今後考えていかなければいけないことであろうから、そういうものを考えていく布石のようなものとして、様々な価値観を認め合うまちを作りましょうということが大事なのではないかという意味でございます。</p> <p>多文化共生という言葉が良いかどうかは、先ほど事務局からもありましたように、最終的なものではありませんので、これから文案と併せて検討していただいて、先ほど私が言ったような内容を含んだ形のものをに入れていただけたらどうかなと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、ここの部分につきましては、部会長さんを中心とした部会の皆さん方が、表現は別として素案の中に復活をするという方向で議論をしていただいて、文言化していただくという作業をお願いしたいと思うのですがよろしいでしょうか。</p> <p>後はそれを事務局にお渡しいただいて、法制室を含めて調整をするということで、いかがでしょうか。まずは、部会で考えていただくということで、一度ご議論をいただけますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>市政運営部会では、多文化共生の条文の検討はこれまでもさせていただいておりました。</p> <p>それで、最終的に部会として削除という形にさせていただいておりますけれど、部会としての意見はこれまでもいただいておりますので、もしよろしければその案を基に事務局で案を考えさせていただくという形でご了解をいただければ、そういうふうにさせていただきたいと思いますが。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございました。部会として一応出したのだけれど、調整の過程で削除ということになっているので、再度また審議をするというよりも、事務局の方でたたき台を作っていただいた方が、委員の皆様方にとっても気持ちの上でも良いかなと、私は勝手に想像するのですが、そうなる事務局の方でその辺も踏まえて作っていただくということを、全体会議でお認めいただければ事務局も仕事がしやすいのではないかと思います。お認めいただけますでしょうか。（「はい。」の声あり）</p> <p>それでは、事務局の方に作業をお願いしたいと思います。</p> <p>課長よろしいでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>担当が申し上げましたとおり、今日までの検討の経過がございますので、それを踏まえて整理をさせていただきます、部会の承認をいただき、</p>

	<p>全体会に提出させていただきたいと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>副委員長</p>	<p>蒸し返すようで大変申し訳ないのですが、第6回、第7回の市民部会で決定した市民の定義を理念部会が受け取って、決まってきたという経緯はありますけど、市民の権利の行政サービスを受ける権利というのは、全国でも非常に少ない条文のようですが、市民部会の委員の中で、行政サービスを受ける権利を有するという部分に強い思いをお持ちの意見も出されましたので、今入れているという経緯です。また、先ほど委員が言われるように、心配される点もありますので申し訳ありませんがもう一度、市民部会の中で検討させていただくという形は無理でしょうか。</p>
<p>委員長</p>	<p>市民部会からもう一度検討をさせてもらいたいということですので、部会でもう一度検討いただけたらと思いますけど、よろしいでしょうか皆様方。(「はい。」の声あり)</p> <p>それでは、部会でご検討を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>それですね、今日のところは(報告1)の次でございますが、7番目のなぜ自治基本条例を作るのかということですが、これはですね、市民意見交換会に委員の皆様方手分けをしてご出席いただいて、ご説明いただければと願うところなのですが、恐らくですね、市民の皆さんが開口一番おっしゃることはこのことではないかと思うんですね。「なぜ作るのか」、「作ったらどうなるのか」ということで、「それを話してもらわないと内容を言われても良く分からない」と、そういうことだと思うんですね。</p> <p>本来的には、地方分権や更には言葉として地域主権という言葉も出てまいりましたが、中央集権から段々と移行してきて、地方に任されると言ってきたときに、従来どおりの執行機関と議会に全てお任せというわけにはいかないという時代に来ているということのご認識は、市民の方も段々出てきているかと思うんですね。そこで、市民の方が中心となって執行機関と議会と三位一体で市政を行っていくんだという、建前の説明は一般的になされているのですが、それをもっと具体的に説明を求められたときに、かくかくしかじかというふうに言った方が、「なるほど、そういうことができるのか」とご理解いただけるのではないかと思いますので、各委員の先生方におかれまして、「こんなことがあるんじゃないの、あんなことがあるんじゃないの」というようなイメージを事務局の方にお寄せいただければ、それを集大成していけば具体的な条例制定の意義というのが出てくるのではないかと思いますので、是非ともその辺のご協力をお願いしたいと思います。どうぞ積極的に事務局にお寄せいただきたいと思います。これは今日議論するというのではなくて、委員の皆様方をお願いでございます。</p> <p>それですね、段々と素案の2がバージョンアップされていくという、更にブラッシュアップされていくということが、今日の議論の過程で浮かび上がってきたかと思うのですが、今後の展開でございます。</p>

今日は、議員の先生方には大変無理を言いまして、一般の委員の皆様にもあえてこの時間を取っていただいて、議論ができました。そのことを踏まえて、次に、10月に向けての会議設定をお願いしたいと思うわけです。

司会者の独断でございますけど、できましたら10月は2回くらい開催できたらなど、その2回で大体素案を確定できたらよろしいかなと希望を持っております。

それとですね、理念部会さんが(報告2)で事務局からご説明がありましたような、見直しをしていただいております。

(報告2)の左側が基本理念、右側が基本原則の修正案でございます。部会のご意向としては、赤枠で囲った方向でいきたいということでございます。

このことについてご意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。(「なし。」の声あり)

それでは、(報告2)のような修正でいっていただくというご了承を全体会でいただいたということにさせていただきたいと思っております。

それで、ただ今のアンケートを事務局にて回収させていただきたいと思っております。そうしましたら、日程が決まってまいります。そこでですね、次回は何月何日午前午後、2回目は何月何日午前午後ということに決まると思うのですが、重要なのは次回の会議になるかと思っております。2回目はほぼ詰めの段階になってまいりますので、「条例案はこうが良いのではないですか」というご意見をお持ちの方はですね、できるだけ次回の会議の前に時間の余裕を見て事務局にご意見を寄せていただければと思っております。

調整案の3が出てくると思っておりますので、その3ができる前にご意見を賜ればと思っております。事務局よろしくご協力申し上げたいと思っております。

その他、委員の皆様方でこのところは確認を取っておいてもらいたいというところがございましたら、おっしゃっていただきたいのですが、大体よろしいでしょうか。

それでは帰り際には、アンケートをお出しいただければと思っております。

大変変則的な時間に会を設けさせていただいたにもかかわらず、たくさん委員さん方にご出席をいただきまして誠にありがとうございました。

今後とも絶大なるご協力をお願い申し上げまして終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。